

# 委員からの依頼資料

# 他の制度における資格研修の例

	児童福祉司 (児童相談所長の命を受け、児童福祉に関する事項について相談・指導等を行う者)	家庭的保育者として市町村長 (家庭的保育を受け家庭の保育を行う者)	養育里親	相談支援専門員 (指定計画相談支援(※)の提供に当たる者)	
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、指定都市、児童相談所設置市の職員である者</li> <li>厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者</li> </ul> 上記全てに該当する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、指定都市、児童相談所設置市の職員である者</li> <li>保健師、助産師等であること</li> <li>指定施設において一定期間以上相談援助業務に従事したもの</li> <li>指定講習会の課程を修了したもの</li> </ul> 上記全てに該当する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること</li> <li>経済的に困窮していないこと</li> <li>養育里親研修を修了したこと</li> <li>成年後見人又は被保佐人等の欠格事由に該当していないこと</li> </ul> 上記全てに該当する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務経験（3～10年以上）</li> <li>初任者研修を修了した者</li> <li>5年ごとに現任研修を修了した者</li> </ul> 上記全てに該当する者
実施根拠	児童福祉法	児童福祉法施行規則	児童福祉法	児童福祉法	指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働大臣告示）
研修の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣の指定を受けて、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・指定都市・児童相談所設置市が実施（社会福祉法人その他の者に委託可能）</li> <li>研修科目等は告示で規定（修業期間は、おおむね3月以内。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が実施</li> <li>研修科目等は「家庭的保育事業ガイドライン」で規定（基礎研修（家庭的保育者の就業前研修）：21時間＋実習2日以上の研修）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県・指定都市・児童相談所設置市が実施（他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に委託可能）</li> <li>研修科目等は告示で規定（6日程度の研修を想定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が実施（都道府県から指定を受けた事業者も可）</li> <li>研修科目等は告示で規定（初任者研修：31.5時間以上の研修 現任研修：18時間以上の研修）</li> </ul>

※指定計画相談支援：サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの

※※そのほか、管理者の例としては、サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者）があり、職員の具体的な要件は告示で定められている。

## (参考)

### ◎児童福祉司として任用される要件を満たすために受講する講習会の科目

(児童福祉法施行規則第六条第六号の厚生労働大臣が定める講習会(平成十七年厚生労働省告示第四十二号))

区分	科 目
講義	児童福祉論
	児童相談所運営論
	養護原理
	障害者福祉論
	社会福祉援助技術論
	児童虐待援助論
演習	社会福祉援助技術演習
	児童虐待援助演習

※ 講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。

### ◎養育里親となるために受講する研修の科目

(児童福祉法施行規則第一条の三十四の厚生労働大臣が定める基準(平成二十一年厚生労働省告示第二百二十五号))

科 目
児童福祉論(講義)
養護原理(講義)
里親養育論(講義)
発達心理学(講義)
小児医学(講義)
里親養育援助技術(講義)
里親養育演習(講義・演習)
養育実習(実習)

※ 児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者並びに要保護児童の親族である者に対しては、相当と認められる範囲で、科目の一部を免除することができる。

◎家庭的保育者となるための研修の科目（基礎研修：すべての家庭的保育者に対する家庭的保育に必要な基礎的知識・技術等の習得）

（家庭的保育事業の実施について（平成21年雇児発1030第2））

科目名		区分	時間	内容
導入	家庭的保育の概要	講義	60分	①家庭的保育の歴史的経緯 ②家庭的保育の特徴 ③家庭的保育のリスクを回避するための課題
家庭的保育の基礎	乳幼児の発達と心理	講義	90分	①発達とは ②発達時期の区分と発達 ③ことばとコミュニケーション ④自分と他者 ⑤手のはたらきと探索 ⑥移動する力 ⑦こころと行動の発達を支える家庭的保育者の役割
	食事と栄養	講義	60分	①離乳の進め方に関する最近の動向 ②栄養バランスを考えた幼児期の食事作りのポイント ③食物アレルギー ④家庭的保育者が押さえる食育のポイント
	小児保健Ⅰ	講義	60分	①乳幼児の健康観察のポイント ②発育と発達について ③衛生管理・消毒について ④薬の預かりについて
	小児保健Ⅱ	講義	60分	①子どもに多い症例とその対応 ②子どもに多い病気とその対応 ③事故予防と対応
	心肺蘇生法	実技	120分	

科目名		区分	時間	内容
家庭的保育の 実際	家庭的保育の保育内容	講義 演習	120分	①家庭的保育における保育内容 ②家庭的保育の1日の流れ ③異年齢保育 ④新しく子どもを受け入れる際の留意点 ⑤地域の社会資源の活用 ⑥家庭的保育の記録 ⑦保育の体制
	家庭的保育の環境整備	講義	60分	①保育環境を整える前に ②家庭的保育に必要な環境とは ③環境チェックリスト
	家庭的保育の運営と管理	講義	60分	①情報提供 ②受託までの流れ ③家庭的保育の運営上必要な記録と報告 ④個人事業主としての財務管理
	安全の確保とリスクマネジメント	講義	60分	①子どもの事故 ②子どもの事故の予防 保育上の留意点 ③緊急時の連絡・対策・対応 ④リスクマネジメントと賠償責任
	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	講義 演習	90分	①家庭的保育者の職業倫理 ②家庭的保育者の自己管理 ③家庭的保育者自身の家族との関係 ④地域との関係 ⑤保育所や様々な保育者との関係 ⑥行政との関係

科目名		区分	時間	内容
家庭的保育の実際	保護者への対応	講義 演習	90分	①家庭的保育における保護者との関わりと対応 ②家庭的保育における保護者への対応の基本 ③子育て支援における保護者への相談・助言の原則 ④保護者への対応 ～事例を通して考える～
	子ども虐待	講義	60分	①子ども虐待への関心の高まり ②子ども虐待とは ③子ども虐待の実態 ④虐待が及ぼす影響 ⑤子ども虐待の発見と通告 ⑥虐待を受けた子どもに見られる行動特徴 ⑦子どもが家で虐待を受けたと思われたならば ⑧家庭的保育で不適切な関わりを防ぐために
	気になる子どもへの対応	講義	90分	①気になる行動 ②気になる行動をする子どもの行動特徴 ③気になる行動への対応の考え方 ④気になる行動の原因とその対応 ⑤保育者の役割 ⑥遊び ー日本に伝承されてきた育児法を用いるー
研修を進める上で必要な講義	見学実習オリエンテーション	演習	30分～ 60分	①見学実習のポイントと配慮 ②見学を引き受ける際の留意事項
	グループ討論	演習	90分	①討議の目的 ②討議の原則 ③討議の効果 ④討議のすすめ方

科目名	区分	時間	内容
見学実習	実習	2日以上	複数の家庭的保育者のもとで家庭的保育を実習 ①保育日誌・家庭連絡帳の作成の仕方 ②実習日誌作成・提出 (実習のうち1日は家庭的保育の1日の流れを体験)
実施自治体の制度について(任意)	講義	60分～ 90分	①連携保育所 ②関係機関 ③地域資源 ④巡回指導・監査指導等 ⑤報告事項などについて

## ◎相談支援専門員となるための研修の科目

(指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第二二七号))

### 初任者研修

(都道府県知事又は都道府県知事が指定した事業者が障害者等の意向を踏まえ、必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを総合的かつ適切に利用するための援助に関する知識及び技術を習得させることを目的として行う研修)

区分	科目	時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	6.5
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8
	地域支援に関する講義	6
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11
合計		31.5

### 現任研修

(相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修)

区分	科目	時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2
	協議会に関する講義	2
演習	ケアマネジメントに関する演習	12
合計		18

# 少人数の児童を対象とする事業で、従事する者が1人のみのもの

## 家庭的保育事業

- 保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者が、保育所等と連携しながら、自身の居宅等において保育を行うもの。
- 対象児童は、就学前児童。
- 対象児童数は3人以下であるため、家庭的保育者1人で3人までの児童を保育することができる。  
(補助者を雇用する場合は、対象児童数は5人以下)

# 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の構成機関

		都道府県					指定都市	合計		
		市・区 (30万 以上)	市・区 (10万 ～30 万未 満)	市・区 (10万 未 満)	町	村		数	%	
										数
地域協議会設置数(平成23年4月1日)		60	201	485	663	157	21	1,587	100.0%	
行政機関	市町村	児童福祉主管課	54	192	410	392	55	19	1,122	70.7%
		母子保健主管課	53	170	382	340	48	17	1,010	63.6%
		児童福祉・母子保健統合主管課	9	17	72	306	112	7	523	33.0%
		福祉事務所(家庭児童相談室)	35	118	346	83	21	18	621	39.1%
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	50	138	215	39	11	19	472	29.7%
		保健センター	44	131	249	278	39	16	757	47.7%
		教育委員会	60	201	480	636	152	21	1,550	97.7%
		市設置の保健所	42	17	9	15	6	14	103	6.5%
		市設置の児童相談所	-	1	3	10	3	21	38	2.4%
		障害福祉主管課	41	148	220	319	64	13	805	50.7%
	その他	49	128	199	154	35	14	579	36.5%	
	国・都道府県	児童相談所	60	200	478	633	142	3	1,516	95.5%
		都道府県設置の保健所	12	175	430	470	95	1	1,183	74.5%
		福祉事務所	3	20	99	384	97	2	605	38.1%
		警察署	59	199	477	633	139	21	1,528	96.3%
		法務局	45	127	282	221	26	19	720	45.4%
		家庭裁判所	5	19	13	5	-	9	51	3.2%
		その他	16	39	79	71	15	8	228	14.4%
	医療機関・教育機関・福祉施設等	病院・診療所	31	100	198	316	97	15	757	47.7%
保育所(地域子育て支援センターを含む)		54	180	438	604	135	19	1,430	90.1%	
幼稚園		55	181	404	411	34	19	1,104	69.6%	
小学校		51	179	427	603	146	18	1,424	89.7%	
中学校		51	177	428	597	143	17	1,413	89.0%	
特別支援学校		16	61	97	73	12	7	266	16.8%	
児童館		23	45	89	101	13	8	279	17.6%	
乳児院		11	18	24	7	2	13	75	4.7%	
児童養護施設		33	79	106	55	4	19	296	18.7%	
情緒障害児短期治療施設		1	7	7	5	-	4	24	1.5%	
児童自立支援施設		1	6	6	8	1	5	27	1.7%	
児童家庭支援センター		6	30	54	41	10	8	149	9.4%	
福祉施設等		障害児施設	8	27	45	32	3	8	123	7.8%
	配偶者暴力相談支援センター	16	22	45	17	4	7	111	7.0%	
	その他	14	35	84	86	8	14	241	15.2%	
	医師会	59	189	422	287	20	21	998	62.9%	
関係団体等	歯科医師会	33	112	144	70	4	16	379	23.9%	
	看護協会	5	6	6	-	-	1	18	1.1%	
	弁護士会	23	35	41	11	3	17	130	8.2%	
	社会福祉協議会	38	129	270	368	81	11	897	56.5%	
	民生委員児童委員協議会	57	188	452	572	122	21	1,412	89.0%	
	NPO団体	16	50	59	35	6	15	181	11.4%	
	里親会	6	5	14	7	-	9	41	2.6%	
	その他	39	92	198	173	21	18	541	34.1%	

参考  
(平成22年4月)

参考 (平成22年4月)	
数	%
1,561	100.0%
1,086	69.6%
954	61.1%
512	32.8%
584	37.4%
461	29.5%
713	45.7%
1,503	96.3%
88	5.6%
36	2.3%
755	48.4%
507	32.5%
1,487	95.3%
1,164	74.6%
590	37.8%
1,504	96.3%
713	45.7%
49	3.1%
220	14.1%
742	47.5%
1,422	91.1%
1,082	69.3%
1,419	90.9%
1,375	88.1%
254	16.3%
286	18.3%
61	3.9%
280	17.9%
24	1.5%
20	1.3%
130	8.3%
103	6.6%
97	6.2%
225	14.4%
983	63.0%
370	23.7%
20	1.3%
110	7.0%
851	54.5%
1,448	92.8%
169	10.8%
36	2.3%
583	37.3%

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)への参加割合をみると、

- ・ 行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が高い
- ・ 関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が高い
- ・ 関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高い

結果となっている。